

# 沼津市災害ボランティアコーディネーター協会・規約

## 第1条 名称及び事務局

- 1) この会は、沼津市災害ボランティアコーディネーター協会と称する。  
愛称は、「VCはまゆう」とする。
- 2) この団体を次の所在地に置く。  
〒410-0032 沼津市日の出町 1-15 むまづ健康福祉プラザ(サンウェルぬまづ)内  
沼津市災害ボランティアコーディネーター協会

## 第2条 目的

- 1) 沼津市において大規模災害が発生時、沼津市危機管理課、沼津市社会福祉協議会の指示により、沼津市災害ボランティアコーディネーター協会として、災害ボランティア本部の立ち上げに協力し運営の中核を担う。
- 2) 沼津市以外で災害が発生した場合、被災者を支援する。

## 第3条 事業

この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 災害ボランティア本部運営に関する研修や訓練を積極的に行う。
- 2) 沼津市、沼津市社会福祉協議会及び各種関連ボランティア団体との連携を図る。
- 3) 沼津市以外の災害被災地者へのボランティア活動や救援の募金活動を行う。

## 第4条の1 会員

- 1) 会員は、正会員、準会員、賛助会員とする。
- 2) 会員は、役員会の同意がない営利活動を禁止する。
- 3) 会員が会に関係する物品販売や活動で収益を得る場合は役員会の了承を得ること。  
この収益は全額、会の収益とする。

## 第4条の2 正会員の資格

正会員は年度毎に会費 1000 円を納入し、かつ以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1) 沼津市災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了生で、入会手続きを経た者
- 2) 上記養成講座修了生に準ずる者で、役員会で承認された者
- 3) 特別な理由により、役員会で承認された者

## 第4条の3 準会員の資格

準会員は前条の資格を満たしていないが、入会を希望し、会費 1000 円を納入した者とする。

## 第4条の4 賛助会員の資格

賛助会員は、会の設立目的に賛同し、会の事業活動に対し寄付をした個人及び法人とする。

## 第4条の5 会員資格の喪失

- 1) 次のいずれかに該当する場合、会員の資格を喪失させる事が出来る。
  - ① 会費を未納し、かつ会費の督促から1ヶ月以内に支払いを怠った会員
  - ② 明らかに会または会員の名誉を毀損する行為を行った会員
  - ③ 犯罪に準ずる行為を行うなど、災害ボランティア活動を行うに際して社会通念上、著しく信用を欠く行為を行った会員
- 2) 会員が退会を自ら表明した場合には、退会とする。
- 3) 住所変更により、郵便物が宛先不明になった場合、退会と見做す。

- 4) 会員が死亡した場合、死亡した日に退会したものと見做す。

## 第5条 役員

この会に次の役員を置く

会長	1名
副会長(各委員長を兼務)	若干名
総務委員長	2名(正・副)
災害対策委員長	2名(正・副)
研修委員長	2名(正・副)
情報委員長	2名(正・副)
会計	2名(正・副)
監査	2名
顧問	2名

## 第6条 役員を選任

役員を選任は次のとおりとし、総会の承認を得るものとする。

- 1) 毎年の通常総会前に、必要に応じて役員選考委員会を設置し、次期役員を選考案を検討する。
- 2) 選考委員長は役員、および会員の希望者から選出し、委員長は互選する。

## 第7条 役員の職務

役員の職務は次のとおりとする。

- 1) 会長は、沼津市災害ボランティアコーディネーター協会を代表し会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。  
副会長は各委員長を兼務する。  
副会長の責任順位は①総務委員長②災害対策委員長③研修委員長④情報委員長とする。
- 3) 会計は、会の会計事務を処理する。
- 4) 監査は、会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 5) 各委員長は各委員会を代表し、各委員会を統括する。
- 6) 顧問は会長が指名する。

## 第8条 役員の任期

- 1) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2) 役員に欠員を生じたときは、第6条の役員選考委員会により、補充することができる。  
補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3) 会計(正)の任期は連続3年以内とする。

## 第9条 会議

この会の会議は、次のとおりとする。

- 1) 総会は、協会の最高決議機関であり、通常総会と臨時総会とし、全員総会とする。
- 2) 総会は会員の1/2以上の出席を持って成立する。
- 3) 総会は委任状を持って、出席とすることができる。
- 4) 総会の議長は副委員長の互選で務める。
- 5) 議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6) 通常総会の開催は年1回とし、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた時、又は役員会が必要と認めた時は、臨時に総会を招集することができる。
- 7) 役員会は、必要に応じて会長が招集する。  
出席対象役員は、会長、副会長、各委員の長、及び会計より1名とする。  
副委員長は、必要に応じて出席対象とする。

- 8) 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 9) 会員定例会を毎月開催する。
- 10) 正会員・準会員は議決権を持つが、賛助会員は議決権を持たない。

#### 第10条 議決事項

- 1) 総会は、次のことを議決する。
  - ① 事業報告及び収支決算に関すること。
  - ② 事業計画及び収支予算に関すること。
  - ③ 協会規約の改廃に関すること。
  - ④ 役員を選任及び承認に関すること。
  - ⑤ その他、協会の運営に係わる重要事項に関すること。
- 2) 重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、次の総会で承認を受けるものとする。

#### 第11条 会費及び経費

- 1) この会の経費は、会費、寄付金品、その他の収入をもって充てる。  
高校生以下の会員は会費を免除する。
- 2) 必要経費について
  - ① 1万円以上の物品を購入については役員会の承認を得ること。
  - ② 1万円以上の必要経費の支出については役員会の承認を得ること。
- 3) 活動費の支給
  - ① 他団体との交流事業において、役員会で、参加者に研修費や交通費の補助が必要と判断した場合は補助する。
  - ② 未就学児を抱える子育て中の会員が会の活動や会議に参加する場合、必要時間の補助金を支給する

#### 第12条 弔慰金

会員が死亡した場合、会員の家族に対し弔電、弔慰金を送る。弔慰金の金額は役員会にて決定する。

#### 第13条 財政

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第14条 災害発生時の対応

- 1) 災害発生時は集合可能な会員はサンウェルぬまづに集合する。
- 2) 会員への連絡は可能な限り名簿に沿って行う。
- 3) 災害ボランティア本部立ち上げの場合は、本部に参集した会員が、沼津市危機管理課、沼津市社会福祉協議会の指示により、ボランティア本部立ち上げの運営を担う。
- 4) 指揮命令系統は第7条1項の1 (2)とする。(会長⇒副会長4人)  
会長や副会長がいない場合は、参集した会員が協力して行う。

#### 第15条 名簿の取り扱い

- 1) 会員名簿は会の活動以外での使用を禁ずる。
- 2) 退会時には、退会会員、または退会会員の関係者が、会員名簿を裁断、または焼却処分すること。

## 第 16 条 文書・書類の保管

### 1) 保管する文書・書類

規約、総会資料、各委員会の関係書類

### 2) 原本管理

基本的に電子媒体とする。電子媒体で管理できないもの(領収書など)は紙媒体で管理する。

### 3) 保管期間

規約は永久保管

会計書類は 7 年間保管 (年度末決算とし経過後は破棄記録をし、破棄)

その他は原則 5 年とする。

### 4) 保管場所

サンウェルぬまづ3階の鍵付きロッカー

## 第 17 条 規約の改正

本規約の改正には、総会に議事として提議され審議を受けなければ変更することができない。

## 附則

1) 沼津市災害ボランティアコーディネーター協会の設立は 2005 年 8 月 21 日とする。

2) 定例会の会場は健康福祉プラザ(サンウェルぬまづ)とし、基本的に毎月第2日曜日とする。

3) 沼津災害ボランティアコーディネーター協会のマークは、沼津市章をセンターにデザインした、会員(後藤氏)製作の作品とする。

施行 平成 28 年 4 月 3 日

改正 平成 29 年 4 月 2 日